

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害防止のためには、相談体制の確保や消費者教育・啓発など、地方消費者行政の充実・強化が必要であるが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金の活用期限が、多くの地方公共団体で令和7年度までとされていることから、これまで交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や消費者教育・啓発に係る事業の継続が困難になるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。また、消費者被害の防止や消費者救済の根幹である消費生活相談においては、高齢化等による相談員の担い手不足が全国的な課題となっていることから、雇用形態や処遇等の改善も含めて、国の主導による安定的な相談体制の確保が必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向けて、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、ランニングコストは地方公共団体の負担とされており、厳しい地方財政状況の中、地方自治体の負担が増大することが懸念される。

以上のことから、今後の地方消費者行政の充実・強化に向けて、次の事項について要望する。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
- 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
- 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月24日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） あて